

『銀行業務検定試験 税務 3 級問題解説集 2025 年 3 月受験用』
C B T 受験者用追加情報

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、2025 年 3 月受験用の問題解説集をお持ちの方が、2025 年 6 月 1 日以降に銀行業務検定試験「C B T 税務 3 級」を受験する際の一助となるよう、2025 年度の税制改正のポイントについて、お知らせするものです。C B T 税務 3 級は 2025 年 4 月 1 日現在において施行されている内容に基づき出題されます。改正された各規定の適用時期について留意してください。

記

【所得税分野】

●基礎控除の引上げ

合計所得金額が 2,350 万円以下である者の基礎控除額が、48 万円から 58 万円に引き上げられた。また、所得階層ごとに控除を最高 37 万円上乘せする「基礎控除の特例」が創設された。

●基礎控除の引上げに伴う措置

上記「基礎控除の引上げ」に伴い、配偶者控除における同生計配偶者、および扶養控除における扶養親族の合計所得金額要件が、48 万円以下から 58 万円以下に引き上げられた。そのほか、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除についても同様の引上げが行われ、配偶者特別控除については 48 万円超～133 万円以下から 58 万円超～133 万円以下に、勤労学生控除については 75 万円以下から 85 万円以下に引上げが行われた。

●給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額について、10 万円引き上げ、65 万円とされた。

●特定親族特別控除の創設

居住者が生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その居住者の配偶者および青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から所定の控除額を控除する。

【相続税・贈与税分野】

●個人の事業用資産にかかる贈与税の納税猶予制度における事業従事要件

「贈与の直前において特定事業用資産にかかる事業に従事していたこと」となった（2025年1月1日以後の贈与から適用。2024年以前：贈与の日まで引き続き3年以上継続して事業に従事していたこと）。

●非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件

「贈与の直前において役員等であること」となった（2025年1月1日以後の贈与から適用。2024年以前：贈与の日まで引き続き3年以上を会社の役員等であること）。

【法人税分野】

●中小法人等の軽減税率の特例の延長等

中小法人等の法人税の軽減税率の特例について、所得の金額が年10億円を超える事業年度の軽減税率が17%に引き上げられる（2025年4月1日以後に開始する事業年度より適用）等の見直しが行われたうえで、適用期限が2年延長された。

以上